

「週休 2 日の取得に要する費用の計上」試行要領
滋賀県土木交通部

1. 目的

建設業全体で週休 2 日の取組が進む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、週休 2 日の実施状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休 2 日の実現に取り組むこととするものである。

2. 用語の定義

【週休 2 日】

対象期間の土曜日と日曜日または特定した 2 曜日(以下「休暇日」という)において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

【対象期間】

工期の始期日から終期日のうち、非対象期間を除いた期間をいう。ただし、対象期間が 1 週間に満たない工事は本要領の対象外とする。

【非対象期間】

以下の(1)および(2)の期間をいう。1 週間は月曜日から日曜日までとする。

(1) 以下に該当する期間を含む週単位の期間とする。

- ① 契約日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または、仮設工事等の開始されるまでの期間)。
- ② 工期の終期日から 20 日前もしくは工事完了日のうち早い日から工期の終期日までの期間
- ③ 工場製作のみの期間
- ④ 工事全体を一時中止している期間
- ⑤ 夏季休暇(3 日間)、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日の 6 日間)

(2) 以下の項目を休暇日に行う場合、その日を含む週単位の期間

- ① 緊急的な関係機関の対応等(現場での事故等を含む)
- ② 天災等により現場が被災した場合、または、被災の恐れがある場合の突発的な作業
- ③ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する作業
- ④ その他、現場条件等により監督職員の指示に基づき休暇日に行う作業

【工事完了日】

工事請負契約の履行した通知である工事完了届書を提出した日をいう。

【現場閉所】

現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所される状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

【雨休日】

土日、祝祭日、年末年始(6 日間)および夏季休暇(3 日間)ならびに平日の天候(降雨、降雪等 雨量 10mm/日程度)による不稼動日

【現場閉所率】

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{休暇日において現場閉所を行った日数}}{\text{対象期間の週数} \times 7}$$

3. 対象工事

原則、災害復旧工事、維持作業等を除く全工事を対象とする。ただし、建築課が発注する建築工事等については、別途定める試行要領による。

4. 発注方式

次のいずれかによる方式とする。

(1) 発注者指定方式（達成100%指定型）

発注者が、週休2日達成100%に取り組むことを指定する方式

(2) 発注者指定方式（達成100%トライ型）

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式

5. 積算方法等

(1) 補正係数

以下の①から③までの週休2日の実施状況に応じた補正係数を、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じるものとする。なお、土木工事標準単価については、物価資料記載の各週休2日補正単価を使用する。ただし、労務費分、機械経費分が明らかとなっていない見積による施工単価や市場単価については、補正の対象としない。

また、以下について補正の対象としない。

- ・土木工事：工場製作工に該当する体系
- ・電気通信工事：工場製作工、機器単体費に該当する体系
- ・機械設備工事：労務費、工場製作工に該当する体系

① 4週8休以上

【現場閉所率28.5%以上（週休2日達成100%相当）】

- ・労務費 1.05
- ・機械経費（賃料） 1.04
- ・共通仮設費率 1.04
- ・現場管理費率 1.06

現場閉所率（4週のうち4週が週休2日）
 $(4 \times 2) / (4 \times 7) = 28.5\%$
 $100\% = 4 \text{ 週} / 4 \text{ 週}$

② 4週7休以上4週8休未満

【現場閉所率25%以上28.5%未満（週休2日達成75%相当）】

- ・労務費 1.03
- ・機械経費（賃料） 1.03
- ・共通仮設費率 1.03
- ・現場管理費率 1.04

現場閉所率（4週のうち3週が週休2日、1週は週休1日）
 $((3 \times 2) + (1 \times 1)) / (4 \times 7) = 25\%$
 $75\% = 3 \text{ 週} / 4 \text{ 週}$

③ 4週6休以上4週7休未満

【現場閉所率21.4%以上25%未満（週休2日達成50%相当）】

- ・労務費 1.01
- ・機械経費（賃料） 1.01
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03

現場閉所率（4週のうち2週は週休2日、2週は週休1日）
 $((2 \times 2) + (2 \times 1)) / (4 \times 7) = 21.4\%$
 $50\% = 2 \text{ 週} / 4 \text{ 週}$

(2) 補正方法

① 発注者指定方式（達成100%指定型）

当初予定価格から週休2日達成100%を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、週休2日の達成状況を確認後、現場閉所率が28.5%に満たないものは、滋賀県建設工事請負契約約款第24条の規定に基づき請負代

金額のうち補正分を減額変更するものとする。その際、現場閉所率が21.4%以上であっても、5（1）の補正は考慮しない。

②発注者指定方式（達成100%トライ型）

当初予定価格から週休2日達成100%を前提とした補正係数を各経費に乘じるものとする。

週休2日達成100%が見込まれない場合は、週休2日の実施状況を確認し、現場閉所率に応じた補正係数へ変更を行い、滋賀県建設工事請負契約約款第24条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

(3) 対象工事である旨等の明示

週休2日に取り組む工事の対象とし、週休2日の達成状況に応じて経費の補正を行う場合は、特記仕様書に対象工事である旨を以下のとおり記載するものとする。

発注者指定方式（達成100%指定型）の場合の記載例

本工事は、発注者が週休2日達成100%に取り組むことを指定する発注者指定方式（達成100%指定型）工事である。費用の計上にあたっては、「週休2日の取得に要する費用の計上」試行要領により行う。

受注者は休暇日を明示した工事工程表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。なお、提出された施工計画書が週休2日の取組を前提としていないなど明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

発注者指定方式（達成100%トライ型）の場合の記載例

本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する発注者指定方式（達成100%トライ型）工事である。費用の計上にあたっては、「週休2日の取得に要する費用の計上」試行要領により行う。

受注者は休暇日を明示した工事工程表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。なお、提出された施工計画書が週休2日の取組を前提としていないなど明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

6. 着手前の確認事項等

週休2日に取り組むにあたり以下の点の確認等を行い、受注者の責によらない理由で週休2日に取り組むことが不可能な場合は工期について協議を行い、監督職員は必要に応じて工期を変更する。

①受注者は、休暇日を明示した工事工程表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出する。

②「工事工程表」「工事施工体制」について、週休2日の実施が可能か否かの観点により、受発注者により確認し、工期に影響のある事項を共有する。

③対象外となる作業が事前に確認できる場合は、事前に協議を行う。

7. 現場閉所の確認方法等

受注者は、毎月第一月曜日までの現場閉所日実績を打合せ簿により報告をする（別紙1）

発注者は書類の作成負担等にも考慮し、閉所予定・実績が記載された工程表や作業日報等既存資料により実績報告のあった現場閉所を確認するものとする。

(1) 工事実施期間中

① 休假日の確認

週休2日の実施状況は、受発注者の両者が、工事日報等により概ね1ヶ月単位(履行報告と同時期等)で確認する。受注者は監督職員が工事日報等の提示を求めたとき、速やかにこれに応じること。

② 確認資料の作成

受注者は工事日報等へ平日に天候(降雨、降雪等)により休工とした日を明示し、必要に応じて工事箇所の降雨状況の写真を撮影する、発注時の雨休率算定に用いた地点における降雨量を記録するなど受注者の責によらず休工としたことが確認できる資料を作成する。

③ 天候による休工の確認

上記①の確認時に②の資料により監督職員は天候による休工が適切であったことを確認する。ただし、監督職員との協議により資料を作成する必要がある場合はこの限りではない。監督職員は前日から降雨が続くなど休工となることが明らかな場合は資料の作成を求めないものとし、資料は必要最低限する。また、既存資料で確認できる場合はこれに代えることができる。

④ 対象期間における雨休日が発注時の明示以上あった場合

受発注者協議のうえ原則として、その差分について工期の延長を行う。ただし、工期に余裕があるなど工期の延長を行う必要がない場合はこの限りではない。

また、現場条件により工期の延長が困難なため、対象期間の休假日に作業を行った場合、上記の差分を休假日に振替えを行うことができる。

(3) 工事完了時

対象期間内全ての週の実施状況について、工事日報等により受発注者で確認する。

8. その他

上記において定めのない事項は、受発注者間の協議により決定する。

9. 付則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。